

## 審査基準及び標準処理期間

平成18年4月1日作成

法令等名	火薬類取締法
根拠条項	第17条第1項
処分の概要	猟銃用火薬類等の譲渡し又は譲受けの許可
原権者(委任先)	大阪府公安委員会
法令等の定め	火薬類取締法 第17条第1項第1号~第3号、第5号、第6号、第2項(譲渡又は譲受けの許可) 第50条の2(猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令 第12条(政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第2条(譲渡の許可の申請) 第3条(譲受けの許可の申請) 第4条(無許可譲受数量) 第13条(申請及び届出の手續)
審査基準	銃砲を所持又は輸入しない者が実包を譲受けようとする場合等、火薬類の譲渡又は譲受けの目的が明らかでないときや、火薬類を犯罪に使用するおそれがあるとき等、当該火薬類に係る事件、事故等が発生する危険性が認められる場合は許可しない。
標準処理期間	1日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	住所地又は事業場(法人の場合)の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
問い合わせ先	住所地又は事業場(法人の場合)の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備考	の「行政庁の休日」とは、大阪府の休日に関する条例(平成元年大阪府条例第2号)第2条第1項各号に掲げる府の休日をいう。